

校区自治会活動推進補助金の見直しについて

見直し①

補助金をより柔軟にご活用いただけるよう、区分1と区分2の経費配分の組み替え可能範囲を、現行の10%から30%に引き上げます。

見直し②

区分2の防犯灯設置等事業の補助率を、現行の2/3から9/10に引き上げ、防犯カメラ設置等事業の補助率と統一します。

見直し③

支払いを証する書類（領収書の写し等）の提出について、現行では「全て（1円以上）」から提出を求めています。これを「1万円以上」に変更します。なお、全ての領収書等の原本は、各自治会で保管していただくようお願いいたします。

見直し④

クレジットカード払いの提出書類について、現行では「通帳口座（クレジットカード支払者名義）、引落しページの写し、クレジットカードの利用明細の全てを提出」を求めています。他の支払いと同様に「原則、領収書の写し」に変更します。